

監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項の規定に基づき、国立大学法人群馬大学（以下「大学」という。）の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第11期事業年度（平成26事業年度）の業務及び会計について監査を行いました。その結果につき、次のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

役員会、経営協議会、学長選考会議、教育研究評議会等の学内の重要な会議に出席し、審議内容や事業の報告を聴取し、また、業務及び会計に係る重要な文書の回付を受けるなどして業務内容の把握に努め、学長等から意見を求められた場合及び必要な場合には自ら意見を述べることにより恒常的に監査を行い、また、監事監査計画に基づき、大学及び各学部等における業務及び財産の状況を実地に調査しました。

今般、大学の関係者及び会計監査人から第11期事業年度の報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について監査しました。

2. 監査の結果

(1) 業務監査の結果

- ① 法令等に従って適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- ② 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制並びにその他の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用が適正に行われているものと認めます。
- ③ 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。

(2) 会計監査の結果

- ① 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- ② 事業報告書は、大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- ③ 財務諸表及び決算報告書等は、必要な事項を正しく示しているものと認めます。

3. 重要な後発事象について

財務諸表に記載のとおり、次事業年度以降の財務諸表に影響を及ぼす恐れのある事象として、厚生労働省から、先進医療の新規患者の組み入れの一旦停止の要請、特定機能病院の承認取消、都道府県がん連携拠点病院の指定の非更新の処置が行われている。今後、財務諸表に及ぼす金額を迅速かつ的確に把握すること及び、十分な再発防止策を講ずるとともに医療安全管理体制の強化と安全文化の醸成に努めることを望みます。

平成27年6月17日

国立大学法人群馬大学

監事

監事

梶井六郎
森田均